

# 保育原理（1回目）

---

2021.4.4.

担当：佐々木和

## < 本日の内容 >

---

- ・先生とビンゴ（初めての人との関わり方）
- ・東北こども福祉専門学院で取得できる資格について
- ・資料を基に  
「保育所」「幼稚園」「認定こども園」って、何？

# それぞれの比較

	保育所	幼保連携型認定こども園	幼稚園
根拠法令	児童福祉法 第39条	児童福祉法 第39条の2	学校教育法 第22条
目的	保育所は、 <b>保育を必要とする乳児・幼児</b> を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。	幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の幼児に対する教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。)及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は <b>幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設</b> とする。	幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、 <b>幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。</b>
教育・保育内容	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼稚園教育要領
目的	保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における <b>環境を通して、養護及び教育</b> を一体的に行うことを特性としている。	乳幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる <b>人格形成の基礎を培う重要なもの</b> であり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する目的及び第9条にあげる目標を達成するため、乳幼児期全体を通して、その特性及び <b>保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うもの</b> であることを基本とし、 <b>家庭や地域での生活を含めた幼児の生活全体が豊かなもの</b> となるように努めなければならない。	幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、 <b>環境を通して行うもの</b> であることを基本とする。

	保育所	幼保連携型認定こども園	幼稚園
保育の内容	【0歳からの養護と教育】<保育(養護と教育)>	<養護と教育と子育ての支援>	<教育>
	[生命の保持]	【育みたい資質・能力】	【5領域】
	ねらい ①一人一人の子どもが、快適に背うかつできるようにする。 ②一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。 ③一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。 ④一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。	○豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、わかったり、できるようになったりする [知識及び技能の基礎] ○気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする[思考力、判断力、表現力等の基礎] ○心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする[学びに向かう力、人間性等]	健康 心身の健康に関する領域 人間関係 人との関わりに関する領域 環境 身近な環境との関わりに関する領域 言葉 言葉の獲得に関する領域 表現 感性と表現に関する領域
	[情緒の安定]	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	【幼稚園教育の基本】3つの基本原理
	ねらい ①一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。 ②一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。 ③一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。 ④一人一人の子どもが、くつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。	[健康] ○健康な心と体 [人間関係] ○自立心 ○協同性 ○道徳性・規範意識の芽生え ○社会生活との関わり [環境] ○思考力の芽生え ○自然との関わり・生命尊重 ○数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 [言葉] ○言葉による伝え合い [表現] ○豊かな感性と表現	(1) 幼児期にふさわしい生活の展開 ① 保育者との信頼関係に支えられた生活の展開 ② 興味や関心に基づいた直接的な体験が得られる生活 ③ 友達と十分に関わって展開する生活 (2) 遊びを通しての総合的指導 (3) 幼児の発達の特性に即した指導

	保育所	幼保連携型認定こども園	幼稚園
保育内容	【乳児保育に関わるねらい及び内容】		
	3つの視点		
	○身体的発達に関する視点 → 健やかに伸び伸びと育つ 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基礎を培う。		
	3つのねらい、5つの内容		
	○社会的発達に関する視点 → 身近な人と気持ちが通じ合う 受容的・応答的な関わりのもとで、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基礎を培う。		
	3つのねらい、5つの内容		
	○精神的発達に関する視点 → 身近な物と関わり感性が育つ 身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基礎を培う。		
	3つのねらい、5つの内容		
	【1歳以上3歳未満児】 ・健康 ・人間関係 ・環境 ・言葉 ・環境		
	【3歳以上児】 ・健康 ・人間関係 ・環境 ・言葉 ・環境 (幼稚園・幼保連携型認定こども園と同様)	【満3歳以上児】 ・健康 ・人間関係 ・環境 ・言葉 ・環境 (幼稚園・幼保連携型認定こども園と同様)	

1. 保育とは
  2. 保育所保育指針における保育の基本      テキスト24～
  3. 子どもの最善の利益を考慮した保育
- 
4. 我が国における保育の歴史的変遷
  5. 家庭との連携
  6. 子どもの健康と安全
  7. 子育て支援
  8. 保育士の専門性

# <次回（4/11）について>

---

## ①レポート提出 800字程度

- ・氏名（年齢）
- ・どうして、免許取得をしたいのか、（現場で）困っていること、
- ・サポート授業を受けての感想、ご意見、ご質問等

〆切 4月8日（金） 午後3時（15時）まで

メールにて、東北こども福祉専門学院事務局宛

## ②次回（4/11）について

- ・養護と教育の一体化について
- ・子どもの健康と安全